

Title	平安時代に於ける班田制の實施について
Sub Title	
Author	今宮, 新(Imamiya, Shin)
Publisher	三田史学会
Publication year	1942
Jtitle	史学 Vol.20, No.4 (1942. 6) ,p.1(487)- 56(542)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19420600-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19420600-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 平安時代に於ける班田制の實施について

今 宮 新

大化改新に依つて定められた土地公有制度は、土地均分主義を原則とする班田收授制の實施となつて、實現さるゝことゝなつたのであるが、この班田制は、土地そのもの又は制度或はこれに關與した官吏、一般民の諸方面より見て、種々の不備缺陷があつて、その實施が困難となり、更に當時の政治的、社會的狀態の混亂と相俟つて、除々に頽廢するに至つたのである。而も當時の爲政者が、これを防止せんとして採用したと思はれる對策、例へば口分田たるべき土地の増加獲得、制度そのものの改變等は、何れも充分なるものと言ふことが出來なかつた爲めに、嘗ては、理想的なる社會を建設せんとする意圖の下に、樹立されたと思はれる班田制も、全く廢絶することゝなつたのである。かくて大化改新を遂行し、全國の土地を公有となし、これを均分すると言ふ、劃期的な革新を完成した當時の爲政者の熱意も、約

平安時代に於ける班田制の實施について（今宮）

（四七）

二百數十年の歲月の中に、全く跡形もなく消え去り、彼等の意圖とは、全然相反する結果を生ずるに至つたのである。

班田收授制度頽廢の諸原因、又はこれの對策と認めらるべき諸政策に關しては、すでに本誌に於いて卑見を述ぶる所があつたから、本稿に於ては、班田制の崩壞過程について記してみようと思ふ。従つて當然、平安時代初期の班田制の實施が問題となり、これが如何なる状態で實施され、又廢絶して行つたかに就いて、検討を加へんとするものである。

(一) 史學 第十八卷第二・三合併號及第十九卷第二號參照

## 二

班田收授制が、大化時代より奈良時代を通じて、如何なる程度に實施せられたかについては、未だこれを明確になし得ないけれども、少くともこの制度は、地方的の除外例はあるとしても、殆んど全國の大部分に、施行せられたものであらうと言ふことは、すでに多くの人々の認めてゐる所のやうである。然しながら、令制通りに、これが全國的に實施されたか否やについては、なほ多くの議論の存する所であつて、極めて重要な問題であるが、これを今後の研究に俟たざるを得ない状態である。奈良時代を通じて、一應は地域的に、この制度の施行されたことは認め得るけれども、その全時代を通じて、全國

的に規施されたや否やに關しては、自分は寧ろ否定的な見解を有するものである。要するにこの問題は、今後説明せらるべき重要な疑問であらう。

さて、班田制の崩壞期として、平安時代初期のみを見ることには疑問があり、更に遡つて、検討すべきであると思はれるけれども、平安時代初期に於いては、意外に、この制度を施行した記録が存するものであつて、特に畿内の場合について見るに、その初頭には殆んど令制通りに施行せられてゐる状態である。班田制施行の期間を、大化二年より延喜年間の初めとすれば、約二百六十年間に亙るのである。而して平安時代初期より、この制度が全く廢絶するに至るまでの期間が、約百二十年間に及ぶのである。かゝる點より見れば、平安初期以後を班田制の廢絶期と認めるのも、必ずしも、無理ではないと考へられるのである。然しこの場合、畿内諸國と畿外諸國とについて、相違のあることを考慮すべきことは、勿論であつて、畿内の場合には、平安時代以後を類廢期と認むべきであつても、地方諸國の場合に於ては、更にその時期を早める必要があると、考へられるかも知れない。兎に角本稿に於ては、大體平安時代初期以後の、班田制施行の状態を述べようと思ふが、便宜上、これを畿内諸國及び畿外諸國とに分けて、記述しようと思ふ。

### 三

平安時代初頭に於ては、皇威隆盛を極め、特に桓武天皇は地方政治の刷新を企てられ、その御治蹟は大いに見るべきものがあつたのである。従つて、奈良時代より、すでに令制通りに施行されたや否やを疑問とする、班田制についても、これの實施を勵行されたのである。次に畿内諸國に對する班田の實施について、述べて見ようと思ふ。

續日本紀延曆四年十月(丙寅)の條に、

遣使五畿内檢田、爲班授也、

とあつて、班田の準備が行はれたことが、知られるのであるが、翌五年九月には、畿内各國の班田使が、次の如く任命されたのである。

大和國班田左長官、正四位上神王

同次官、從五位下石川朝臣魚麻呂

同右長官、從四位上佐伯宿禰久良麻呂

同次官、外從五位下島田臣宮成

河内・和泉班田長官、從四位下巨勢朝臣苗麻呂

同次官、從五位上紀朝臣作良

攝津國班田長官、從四位上和氣朝臣清麻呂

同次官、從五位下藤原朝臣葛野麻呂

山背國班田長官、正四位下壹志濃王

同次官、從五位下多治比真人繼兄

而して使別に、判官、主典各々二人を任命したのである。かくてこの時、畿内諸國に於ては、班田が施行せられたのであるが、この時作成された田圖は、天平十四年、天平勝寶七年、寶龜四年の田圖と共に、四證圖と言ひ、田地校勘の證驗とされたのである。

次の班年は、延暦十一年に當るので、同十年八月に畿内班田使が任命されてゐるが、如何なる人が任せられたかは、不明である。而して此時の班田に際して、

班京畿百姓田者、男令依令給之、以其餘給女、其奴婢者、不在給限、

と命せられてゐるのは、口分田たるべき土地の不足の生じ來つたことを、示すものであつて、この制度の實施を阻害せしむるに至つた、重大なる原因の表面化し來つたことを知らしむるものである。而して又此時、

今聞、畿内百姓、姦詐多端、或競增戶口、或浪加生年、宜勘眞僞乃給其田、若致疎略、處以重科、

との詔勅を下されてゐるのである。一般民の不正が、班田制を頽廢せしむるに至つた一原因たることは、すでに述べた所であるが、その弊害が、如何に甚だしかつたかを知ることが出来る。前期の班田の行は

れた延暦四年に於いても、應畿内七道諸國括責戸口<sup>レ</sup>、應勸他國浮浪<sup>レ</sup>の二官符を下して、

授田之日、虚注不課、多請膏腴之上地、差科之時規避課役、常稱死逃之欺妄云々、

と述べ、一般民の不正を、嚴重に取締られてゐることは注意すべきであらう。然し、班田制を頽廢せしむるに至つた原因は、單に一般民の不正のみではなく、地方官、地方豪族、權門勢家等の不正横暴にあつたことは、言ふまでもない。延暦十年五月の條に、

先是、諸國司等、校收常荒不用之田、以班百姓口分、徒受其名、不堪輸租、又王臣家、國郡司、及殷富百姓等、或以下田相易上田、或以便相換不便、如此之類、觸處而在、於是仰下所司、却據天平十四年、勝寶七歲等圖籍、咸皆改正、爲來年班田也

とある。彼等が如何にして、班田制を頽廢せしめて行つたかを、よくうかゞひ得るのである。

以上の如く、班田制を亂す種々の不正を、嚴重に禁止され、特に天平及び天平勝寶の圖籍に依つて、不正なる土地占有を改めらるゝに至つたことは、地方爲政者、貴族、豪族等に一大打擊を與へたに相違ないのであつて、こゝに、桓武天皇時代の班田制實施への積極性をうかゞふことが出来るのである。而も上述の如き口分田の不足、及び其他の人的方面より生ずる不正が、この制度を廢絶せしむるに至つた根本的なるものであることを考ふるならば、この時代にすでに、その弊害のようやく甚だしきものゝあつたことが、推察せらるゝのである。

次の班田年度は、延暦十七年に當るのであるが、この年には班田使の任命がなく、翌十八年八月に、使を畿内諸國に遣して土地を校せしめてゐるが、これに次いで、班田が施行されたか否やは、明らかでない。然しその前年十七年に、不可輒聽百姓改名事、寺并王臣百姓山野藪澤濱島盡收入公事、の二官符が公布されて居り、又十九年にも、

都鄙之民、不役賦同、除附之事、損益己異、今聞、外民挾紆、競貫京畿、隱首括出二色是也、非唯增口貪田、實亦冒名假蔭、如不改轍、何絕詐僞、自今以後、一切禁斷、莫預班田、

との勅を下されてゐる。これらは、前期の二回の班田が行はれた場合に、公布された詔勅、官符と同様な種類のものであるから、恐らくは、十八年から十九年頃にかけて、班田が施行されたのではないかと想像されるのである。而も翌二十年六月には、校班多煩、一紀一行、と命せられて、十二年一班の制が立てられることとなつたのである。これは、これ以前に班田が完了した爲めに、次回の班田期を、定めたるものであらうと考ふべきであらう。而して又、かく班田期間の延長が企てられたことは、當時、この制度の實施が、かなり困難になり來つたことを、推測せしむるに足るものである。

以上の如く、平安時代初頭の桓武天皇の御世に於ては、畿内の班田は、始んと令制通り施行せられたことを知り得るのである。

(一) 續日本紀 延暦五年九月乙卯條

平安時代に於ける班田制の實施について(今宮)

(四五)

## (三) 類聚三代格卷十五 弘仁十一年十二月廿六日官符

天平十四年、天平勝寶七年、寶龜四年に、田圖が作成されたことは、この時、班田の施行されたことを示すものであらう。續日本紀、天平元年十一月癸巳の條に、任京及畿内班田司、とあり、又天平十四年戊午の條にも、任左右京畿内班田使とあり、天平勝寶七年九月の正倉院文書には、班田司七十五人を任ぜられたことが見える。(大日本古文書卷四)天平元年二年頃に班田が行はれたとすれば、同十四年は丁度二度目の班年に當るのである。而して更に天平勝寶七年は、天平十五年より二度目の班年に當り、又寶龜四年は、天平勝寶七年より三度目の班年に當る。延曆五年は、寶龜四年より二度目の班年に當つてゐる。これのみより推測するのは、不充分であるけれども、大體奈良時代を通じて畿内の班田は、令制に依つて施行せられてゐたものでないかと考へられる。東大寺文書、東寺百合文書等に依れば、天平元年田圖、天平寶字五年田圖(越前國)天平七年田地圖(讃岐國)天平寶字三年開田圖(越中國)天平勝寶六年校圖(伊賀國)天平勝寶八年郡田圖(攝津國)延曆五年、同十九年圖(尾張國)等の引かれてゐるものが見える。これらが何れも大體班年にあたつてゐることは注意すべきで、例へば天平七年は天平元年より六年目であり、天平寶字五年は天平勝寶七年より六年目であたる、延曆五年、同十九年は、共に班田の施行せられたる年である。(古事類苑政治部三十田籍條、横山由清著日本田制史(中古田制條)、竹内理三著寺領莊園の研究等参照)、かく地方に於ても、田圖の作成されてゐたことは、又この地方に班田の施行された事を示すものとして注意すべきであらう。大寶二年の筑前國豊前國の戸籍には、班田の行はれたる證據が存するが、これは天平元年より廿七年前に當つてゐる。又阿波國に班田が行はれた神護景雲元年は(續日本紀)、寶龜四年の前の班年にあたつてゐるのである。尙此外にも多くの例證が見當るかも知れないが、何れにしる、班田が地方に於ても、施行せられたことを知り得るのである、但し、これが令制通り、全国的に行はれたや否やは疑問としなければならぬ。

## (三) 續日本紀 延曆十年八月癸巳條

## (四) 類聚國史卷百五十九 田地上(口分田) 延曆十一年十月庚戌條

- (五) 同 延曆十一年閏十一月壬辰條
- (六) 史學 第十八卷二・三合併號 拙稿參照
- (七) 類聚三代格卷十二 延曆四年六月廿四日官符
- (八) 續日本紀 延曆十年五月戊子條
- (九) 日本後紀 延曆十八年八月丙戌條
- (一〇) 類聚三代格卷十七 延曆十七年二月八日官符、同十六卷 延曆十七年十二月八日官符
- (一一) 類聚國史 卷百五十九 田地上(班田) 延曆十五年十一月庚申條
- (一二) 類聚三代格卷十五 承和元年二月三日官符

#### 四

一紀一班の制を定められてより、七年後の大同三年七月には、事乖實錄、宜依令條者、と命せられて、再び六年一班の制に復したのである。これは、如何なる理由に依るか不明であるけれども、平城天皇が御即位になつて、種々綱紀の振肅をはかられた表れであらうかと思はれる。

さて、かく舊制に復すると共に、この時班田が施行されたか否やが、問題となると思ふ。日本後紀、大同三年九月(乙巳)の條に、

大和國言、此國水田一萬七千五百餘町、河内、和泉兩國田一萬七千餘町、以此比彼、多少無異、而班

平安時代に於ける班田制の實施について(今宮)

田使員、已倍兩國、伏請□河内等國、省使員數、除民之弊、許之、仍省次官一人、判官二人、主典二人、

とある。この記事については、二様の解釋が出来ると思ふ。即ち、上述の如き班田年度改正の令が公布された爲めに、舊來の班田使數の變更を願ひ出たか、又は、此時實際に、班田使が任命された爲めに、その減員を請願するに至つたか、である。然し、恐らくは後の場合、即ち、班田使が此時任命されたと見るのが、至當の如く思はれる。但し、此時班田が事實施行されたか否やについては、明白でないのである。この時班田が行はれたのではないかと、思はしむるものは、大同三年の山城國葛野郡圖帳の存在したことが、中右記に見えることである。然し又、これを疑はしむることは、承和元年の官符に、去弘仁元年班田云々、とある點である。弘仁元年は、大同三年の翌々年に當る。もし大同年間に班田が行はれたとすれば、弘仁にこれが行はれる筈がないからである。然しこの兩様の史料は、必ずしも矛盾するとは言はれないのである。即ちそれは、大同三年末より初まつた班田が、弘仁元年に至つて完了するに至つたと考へ得るからである。班田制が除々に頽廢しつゝあつた當時にあつては、かゝることは當然考へられる所であらう。更に又大同四年九月に、應授居住外國京畿内百姓口分田事との官符が下され、他國に居住する百姓の口分田班給を問題となしてゐることを見れば、この當時班田の實施されたことが、益々確實と思はれる。延暦十九年の場合にも、十八、十九の兩年に渡つて、班田が施行されたと考へら

れることは、すでに述べた如くである。何れにしる、かくの如く長年月に渡つて、班田が完了さるゝことは、當時この制度の實施が、極めて困難になり來つたことを明示するものであらう。而も大同三年又は弘仁元年が、延暦十九年よりは、六年一班にも一紀一班の制にも當らないことを思へば、班田年度の混亂も、ようやく甚だしくなつて來たことを知り得るのである。

大同より弘仁年間に亙つて班田が施行せられてから、弘仁六年又は七年が、次の班年とされたやうであるが、この時は班田が施行されなかつた。その理由として、弘仁五年に、

大同以來、疾疫間發、諸國班田、零疊者多、稽干通法、理不可然、宜待後班之國滿於年限、一令校班、と命せられてゐるのである。<sup>(四)</sup>これを以て見ても、班田が數年に渡つて、區々に施行される状態になり來つたことが、充分想像されるのである。かくて、この時は班田が延期され、次の班年にあたる弘仁十二年頃が、問題となるのである。而して一般には、この時班田が施行せられなかつたとされてゐる。それは、上述の承和元年の官符に、

而檢案内、去弘仁元年班田、天長五年又授、不據前後之格、既隔十九箇年云々、

とある爲めである。<sup>(五)</sup>この記事によれば、弘仁二年より天長四年まで、前後十七年間、全く班田の行はれなかつたことが、疑ふべからざるものとなるのである。然しながら、弘仁十一年の末に、應留田圖除田籍事、との官符を下して、<sup>(六)</sup>班田の後に必ず田圖を送附すべきことを命せられてゐるのは、班田を施行せ

んとする準備であると見らるゝものであり、更に同十二年末の畿内諸國に下した官符に、

校田班田遣使爲例、今聞、累年不稔、百姓彫弊、若准例遣使、百姓彌苦、此廻班田令國司行者云々、とある。即ちこれに依れば、弘仁十二年より十三年頃にかけて、班田使を任命せず、各國司に依つて畿内に班田が行はれたのではないかと思はれる。然しこの時畿内全般に渡つて、實際に班田が施行されたものかどうかを、以上を以てしては未だ決定することが出来ないやうに思ふ。但し同年河内國交野丹比兩郡の正丁に、易田を倍給したことを見れば、全般に渡つて班田が行はれたのではないかと推測されるのである。又、畿外の諸國、例へば伊勢國、尾張國等に於いて弘仁十二年の田圖が作成されてゐるのである。これは、この地方に於いて班田が施行されたことを、推測せしめるものゝ如くであるが、畿内諸國の班田を直接證するものとはならないのである。要するに、承和元年の官符に、この時の班田施行が全然除かれてゐる點より考ふれば、もしこの時班給が行はれたとしても、極めて不充分のものであつたと考ふべきであらう。

弘仁十二年より六年目は、天長四年に當る。従つて、天長三年十一月及び翌四年正月には、畿内校田使が任せられ、翌五年正月に班田使が任命さるゝに至つた。かくて同年、班田が行はるゝことゝなつたのであるが、同年内に、これが完了するに至らなかつたことは、大和國班田使の職掌が、同六年六月に至つて、初めて明確にされたことを以て見ても知られるのである。同班田使の解に、

班給口分、自冬至春、勘造公文、及秋難畢云々、土民藉尙煩勘造、何堪副造京戸田藉云々、とあるに依つても、この制度を類廢せしめるに至つた制度の煩雜さを、うかゞふことが出来るのである。而して以上の如く、班田制が類廢するに従つて、益々これの實施を困難ならしむる要素の甚だしくなり來ることは當然であつて、これを防止する爲めに下されたと思はれる、應糺正詐偽百姓戸計帳事と言ふ官符に、

遂令愚暗之徒偏貪口分、不憚憲章、或獨攬數烟絕戸、利潤由已、或空加無實戸口、紆詐年倍云々、とあり、又如今以人准田、一人之外、不滿百步、ともある。如何にその不正が甚だしかつたかを、うかゞふことが出来る。

天長五年より六年目は、承和元年に當るが、同年に、應畿内班田事との官符を下して、今までの班田年度が、六年一班又は一紀一行等區々であるから、いまこれを行はんとしても、何れに依るべきであるか不明であるから、延暦の格により、一紀一班となすと改めるに至つたのである。即ち班田實施の困難は、再びこれを遷引する策に出でざるを得なかつたのである。

(一) 類聚三代格卷十五 承和元年二月三日官符

(二) 中右記 嘉承元年二月廿八日條

(三) 類聚三代格卷十五 大同四年九月十六日官符

平安時代に於ける班田制の實施について(今宮)

類聚國史卷百五十九 田地上(口分田) 大同二年十一月庚子の條に「停京戸口田授外國之例」とある

(四) 日本後紀 弘仁五年七月己巳條

(五) 上掲承和元年官符

(六) 類聚三代格卷十五 弘仁十一年十二月廿六日官符

(七) 類聚三代格卷十五 天長六年六月廿二日官符に引用された弘仁十二年十月十日及び同年十一月四日の兩官符

(八) 類聚三代格卷十五、弘仁十二年六月四日官符

(九) 延長七年大神宮勘注(久原文庫藏、大日本史料第一編之六 延長七年七月十四日條參照)

東寺文書禮 一之十二 天長二年十一月十二日尾張國弘福寺田勘注(史料編纂所藏)

(一〇) 日本紀略 天長三年十一月丁丑條、同四年正月丁丑條、同五年正月丁丑條

(一一) 類聚三代格卷十五 天長六年六月廿二日官符

(一二) 同 卷十七 天長五年五月廿九日官符

類聚國史卷百七職官十二(左右京職) 天長六年六月辛亥條に「停授京職絶戸田、爲絶奸盜也」とあるも、これを示すものであると共に、この頃班田の行はれつゝあつたことを知り得るものであらう。

(一三) 上掲承和元年官符

五

さて承和元年に畿内一紀一班の制に改められたが、天長五年より十二年目にあたる承和七年には、班田が行はれず、三年おくられて同十年に至つて、初めて校田使が任命されたのである。即ち次の如くであ

大和長官、參議從四位上滋野朝臣貞主

同次官、國守從四位下紀朝臣長江、彈正少弼從五位上丹墀真人門成、

河内・和泉長官、參議從四位下安倍朝臣安仁

同次官、河内守從五位上清原真人遠賀、和泉守外從五位下菅野朝臣繼門

攝津長官、參議從四位上藤原朝臣助

同次官、國守從五位下有雄王

山城長官、參議從四位上正躬王

同次官、國守從四位下藤原朝臣長岡

而して、翌十一年になつて、山城、攝津兩國の次官を變更したのみで、前記の人々を、それぞれ各國の班田使に任命したのである。

かくて、此時班田が施行されたか否やが、問題となるのであるが、延喜二年の官符に、承和十一年校田不班、とあつて、班田は實施されなかつた如く思はれる。然し、山城國葛野郡の承和十一年の圖帳の存したと言ふこと、及び伊勢國等に於て、寶龜の圖と共に、承和嘉祥の圖帳が、證圖とされてゐる文書の存すること等は、承和より嘉祥にかけての班田を全然否定し得ないもの、如く思はしめるのである。

思ふに、一部に於ては班田が行はれ、他の大部分は行はれなかつたと言ふ状態では、なかつたらうかと考へられる。これは、承和十三年より嘉承元年に至るまで、毎年班田使が任命されてゐるのを以て見ても、推測出来るのである。即ち、十三年十二月には、參議正四位下源朝臣弘を班山城田使長官とし、從五位上藤原朝臣氏宗を次官となし、從五位下豐前王を班大和田使次官、正五位上岑成王を班河内和泉田使次官、從五位上路真人永名を班攝津田使次官に、それぞれ任命し、翌十四年十月には、各國の次官を變更して、從五位下藤原朝臣高直を山城國、從五位上笠朝臣年嗣を大和國、從五位上藤原朝臣貞盛を河内和泉兩國、從五位下藤原朝臣直世を攝津國の次官に任じてゐる。十三年に、山城國長官のみが變更したのは、前の長官である左大辨正躬王が、同年法隆寺僧喜愷の訴を受理して、少納言登美直名を罪に抵さんとした時、右少辨伴善男は、これを以て違法の訴状を受けるものとして彈刻し、式部少輔小野篁もこれに贊したので、同年十一月に至つて遂に正躬王以下數名の辨官は、各々贖銅十斤を出し、官職を褫奪さるゝの罪が定まつた爲めである。この事件の爲めに、正躬王が失脚しただけで、他の班田長官は、何れも變更がなかつたのと考へられる。而して承和十五年二月(嘉祥元年)には、更に次の如く班田使が任命せられたのである。參議從四位下左大辨信濃守兼勘解由長官小野朝臣篁が山城國長官、散位從五位下文室朝臣有眞が同次官、參議從四位下右大辨伴宿禰善男が河内和泉長官、散位從五位下藤原朝臣近主が同次官である。かく二人の長官に變更のあつたのは、前の山城國長官源弘及び河内和泉國長官安倍安

仁が、ともに中納言に任せられた爲めであつて、小野、伴共に參議中の俊英を任じたものと思はれる。以上の如く、毎年引きつゞいて班田使を任命し、班田の實施に努力したにも拘らず、結局は、その目的を達し得なかつたのであつて、貞觀十七年の右京職解にも、

檢案内、自天長五年、至干今茲、惣卅六箇年、班田之事、絶而不行、

と述べられてゐる。當局のかくの如き努力にも拘らず、班田の充分に實施され得なかつた理由は、當時口分田たるべき土地が、不法に占有されて、これを得ることが出来なかつた點にあると思はれる。承和十一年、五畿内校田使の請願に依つて、隱田并絶戸田を申告した者に種々の恩典を與へる法、例へば四町に對しては二階、五町に對しては三階の位を進め、又は一町廿貫、二町三十貫、三町四十貫等の物を與へることを規定してゐるのである。而して又女子の口分田は、令制に依れば、一段百廿歩であるべきものが、天長の班田の時は、三十歩のみであり、至干承和其數廿歩、奏聞已畢、有議不行、とある。即ち、これらに依れば、口分田の不足が、すでに早くから班田の施行を妨害するに至つた、主たる原因であつたことがうかがはれるのであり、而も此等の土地は何れも、巧妙なる不正手段に依つて、隱得せられ、これの公收が極めて困難であつたことが、想像せられるのである。承和十二年、五畿内諸内に下した官符に、

頃年王臣諸家各出家印、稱有負物、競封郡司及富豪宅、取其所蓄之稻、若國司相論、却以他故、非只

侵損部内、還似與公家相爭云々、

(一三)  
とあるは、貴族、豪族或は一般民等の結託に依る土地の不正占有が、如何に甚だしくなり來つたかを示すものであらう。かくの如く、土地占有の傾向が甚だしくなるに従つて、次第に班田制の實施が困難となるに至つたことは、誠に當然と言はなければならぬ。

以上の如く、仁明、文徳兩天皇の御世に於ては、數年に亙る努力にも拘らず、遂に班田制はこれを行ふことが、大體に於いて出來なかつたものと考へられる。

(一) 續日本後紀 承和十年十一月庚子條

(二) 同 同十一年二月乙卯條

同 同年十月壬午條

これを延暦五年の班田使と比較して見ると、その員數に於いて、大和國長官が一人に減せられ、又次官に初め各國司が任せられた點が相違してゐる。又延暦の時は、長官の中で神王だけが參議彈正尹であつたが、今度は、全部參議が任せられ、正躬王は左大辨遠江守であり、滋野貞主は式部大輔讚岐守兼勘解由長官であり、藤原助は右衛門督、安倍安仁は彈正大甕春宮大夫兼下野守であるから、(公卿輔任參照)延暦の時よりは、地位の上の人々が任せられた如く考へられる。

(三) 類聚三代格卷十五 延喜二年三月十三日官符

(四) 中右記 嘉承元年二月廿八日條參照

(五) 東寺百合文書ほ 貞觀五年九月三日民部省勘文案(大日本古文書家わけ第十、東寺文書之二)

(六) 續日本後紀 承和十三年十二月乙亥條

同 同十四年十月乙酉條

公卿補任參照

初め各國守が班田次官に任ぜられてゐたが、それが變更になつた理由は、明白でないが、思ふに國守は地方に種々の關係を有し、而も自分も種々の名目に依つて、私有地を有してゐる場合が多かつた爲めに、班田を實施することは、自己の利益關係より見ても、又は各國の豪族又は中央貴族等との關係より見ても、望ましい事ではなかつたに相違ない、従つて彼等を班田の衝にあてることが、反つて、その施行を妨害するものとなつた事を、考へなければならぬと思ふ。

(七) 續日本後紀 承和十三年十一月壬子條

三代實錄 貞觀八年九月廿二日條

(八) 續日本後紀 承和十五年二月癸巳條

(九) 公卿補任

(一〇) 類聚三代格卷十七 貞觀十七年八月廿二日官符

(一一) 同 承和十一年三月一日官符

(一二) 三代實錄 元慶三年十二月四日條

類聚三代格卷十五 元慶三年十二月四日官符

(一三) 類聚三代格卷十九 貞觀十年六月廿八日官符に引かれたる承和十二年六月廿三日官符

## 六

清和天皇の貞觀三年五月に、左右京職及び五畿内諸國に下された詔勅に、班給百姓口分田、國司其人、

平安時代に於ける班田制の實施について(今官)

(五三)

仍停遣使、とある。<sup>(三)</sup>班田使を派遣しないで、國司をして班給を行はしむるとの意味であらう。この年は、嘉祥三年より十二年目にあたるから、もし承和末年から嘉祥にかけて班田が實施されたとすれば、大體一紀一班の制に依るものであると考へられるのである。然し上述の如く、承和、嘉祥の班田は、その實施が極めて疑はしいものであり、而も、貞觀三年にも、これが實施された形跡が見當らない點より推測すれば、恐らく、先に班田の企てがあつてより、大體此年が一紀にあたるので、班田の詔が下されたのであつて、當局は、これを實施する意志がなかつたのではないかと考へられる位である。而も當時諸國の校田帳が、極めて不正であつたことは、貞觀四年の太政官符に依つても知らるゝのであつて、長期に互る班田の不實行及びこれに乗じて起つた種々の不正の爲めに、事實班田は實施され得ない状態に達してゐたのではないかと想像されるのである。貞觀十七年の太政官符に、

檢案内、自天長五年、至干今茲、惚卅六箇年、班田之事、絶而不行、其間或舉戶盡死、或半存半亡、而紆濫之輩不除籍帳、貪隱戶田、因茲、無實之戶空附公帳、口分之田徒入奸人、頃年如聞、五畿内百姓奸隱絶戶私領其田、多者五六百烟、少者八九十戶、各貪地利、無心顯申、公家之費職此之由、とあり、これを告發した者に對しては、三年間地子を半免して、其田を耕作せしむることゝしたのである。而して又、これと同時に、絶戶田を隱領して告發された者は、嚴重に處罰すると言ふ官符を下してゐるのである。<sup>(四)</sup>これに依つて見ても、當時口分田の多くが、如何なる状態にあつたかを知ることが出來

ると思ふ。然し、以上の如く絶戸田の申告を奨励してゐる點、又翌十八年に、六年以上計帳を進めざる戸は、逃亡例に准じて、その口分田の公收を令じてゐる點等より見るに、この頃、口分田の不正に對する當局の關心の高まり來つたことを知り得るのである。従つて、當時班田の施行が、問題となつたのではないかと想像せられるのである。この時は、以前の班田令より、約十四年後にあたるのであるから、上述の如き官符を公布して、先づ班田實施に對する障害を除去せんとしたとも考へられるのである。

而してこれより三年後、元慶二年三月五畿内諸國に下された勅に依ると、斷乎として班田を實施せんとする當局の決意がうかがはれるのである。即ち、

校班之政、盈紀爲期、而自去天長五年以來、五十箇年不行此事、遂使無心之輩尙領田疇、見役之人曾無潤益、奸濫爲之不斷、公私所以多妨、靜言其由、最乖政理、事須因循前規、遣使考覈、然而王畿屢空、民俗凋弊、思其如此、更以停留、夫因時設方、雖有成式、反經合道、亦存舊章、宜下知牧宰、此般特准外國之例、子細校定、依實言上、若所申排虛、有致隱沒、科以違勅、不曾寬容、

とある。かくて翌三年十二月、畿内の班田を行ふべき勅を下され、又先例に依れば、班田使を各國に派遣すべきであるが、近年畿内の衰弊が甚だしい爲め、班田使の派遣を停めて、各國司をしてこれを行はしむると命せられてゐる。この時任命された班田使は次の如き人々である。

山城國 參議正四位下行左大辨兼左近衛中將近江權守源舒

大和國 參議正四位下忠貞王

河内・和泉國 正三位行中納言兼民部卿藤原冬緒

攝津國 參議右大辨從四位上兼行肥後權守藤原山蔭

此等の人々は、何れも京都にあつて、國司を指揮して班田を行はしむることゝなつたのである。然し特に山城國には、左少辨正五位下兼行大學頭巨勢文雄、諸陵助正六位上林忠範、主計少屬從六位下小野安影、左京少屬從七位上春瀧春岳等を派遣して、國司と共に班田を行はしむることゝなつたのであるが、その理由は、山城國地接京輦、人多權豪、班給之務、若將成妨、故遣此人等、とあるに依つて明白である。以上を以て見ても、積弊を打破して班田制を實施せんとする當局の熱意を、充分知り得ると思ふ。

かくて、天長五年より五十三年目にあたる元慶四年より同五年にかけて、畿内諸國に班田が施行されたのであるが、此時の藤原冬緒の奏狀に依ると、京戸の女子口分田が廿歩、男子の口分田が一段百歩にしか當らなかつた爲めに、女子に口分田を班給せず、これを男子口分田に加ふるに至つたことが知られ、又この時山城國に於ては男子口分田が、水田一段百八十歩陸田六十歩であつたのである。口分田の不足が如何に甚だしかつたかを、うかゞひ得るのであつて、これが班田制の實施を妨害した重大な原因であつたことが、推測せられるのである。この時の班田は大體元慶五年に終つたやうであるが、五十餘年に亘る口分田に關する種々の不正は、これを一朝にして改めることは極めて困難であり、而も班田の實施

によつて重大なる影響を受くべき土地所有者たる貴族豪族等より、種々の防害を受けたことも、當然想像せられる、處である。元慶七年頃に、一度び口分田として班給した土地を、寺院又は貴族等に返還した記事の多く現れてゐるのを見れば、この間の事情が推測されると思ふ。更に又元慶七年の末に、散位從五位下橋茂行、勘解由判官正六位上三國有行、左京少屬從七位上春瀧春岡等を大和國に、散位助正六位上巨勢文主、木工等師從八位上笠文宗等を河内國に派遣してゐるが、その時の勅に、

當般班田、停任使司、一委國宰、執行其事、而消却年月、無心勤行、宜分遣茂行等、與國吏共及早究行、

とある。かくの如く、大和、河内兩國に於ては、この時まで班田が完了してゐなかつたことが明らかである。従つてこの時の班田の實施は、元慶三年の暮に班田使が任命されてより、同七年末に至るまで完了しなかつたので、前後約六ヶ年の時日を要したものと見なければならぬのである。これを以て見ても、當時班田制の實施が如何に困難になり來つたかを知ることが出来ると思ふ。

元慶五年より十二年目は、寛平四年に當る。従つて四年前後に校田又は班田が施行さるべきであるが、その形跡は全く認められないやうに思ふ。但し寛平三年頃より、貴權の土地占有に對する禁令、或は京戸の子弟の外國に居住し、又外國の百姓が京戸に奸入して土地を詐取する事、貴權の輩下が地方を騷擾する事、百姓が王臣家の家人と稱して地方を騷擾し納税を行はない事、等に對する禁止令、又は田

數に應じて正税を班擧すべき事、浮浪人を括出すべき事等の官符を類りに下してある點を見れば、當時の爲政者が地方政治の刷新、特に土地に關する種々の不正を、肅正せんとする意圖を有してゐたことが、察せられるのである。班田制の實施を妨害した主なるものは、何れも上述の官符の中に含まれてゐるのである。従つて、班田施行の前提として、かゝる不正の打破が必要であることは言ふまでもない所である。當時これに對して、特に注意を向くるに至つたことは、その弊風が極めて甚だしくなり來つた爲めばかりではなく、これを肅正して班田を施行せんとする考を、當局が有してゐた爲めであらうかとも想像せられる。これは延喜時代に於いて、班田施行の最後の試みが爲されたことを以て見ても、推測せられるのである。延喜時代の班田に關しては後に記述しようと思ふ。

(一) 三代實錄 貞觀三年五月廿一日條

(二) 類聚三代格卷十五 貞觀四年六月五日官符

(三) 同 卷十七 貞觀十七年八月廿二日官符

(四) 同 卷二十 貞觀十七年八月廿二日官符

(五) 同 卷十七 貞觀十八年六月三日官符

三代實錄 同日條參照

(六) 三代實錄 元慶二年三月十五日條

(七) 同 元慶三年十二月三日條 同月八日條 同月廿一日條

(八) 類聚三代格卷十五 元慶三年十二月四日官符

三代實錄 同日條

同 元慶四年三月十六日條

(九) 類聚三代格卷十五 延喜二年三月十三日官符

(一〇) 三代實錄 元慶七年七月廿一日條 同九月廿三日條 同十月十日條 同十月廿七日條 仁和元年二月八日條等參照

東寺文書幅 延長四年二月十三日民部省符 應返入口福寺田壹町肆段五拾陸步事

(一一) 三代實錄 元慶七年十二月十七日條

(一二) 類聚三代格、政治要略參照

七

畿内諸國に於ける班田の實施及びその頽廢の状態は上記の如くであるから、次には地方に於ける班田の施行について、記述してみようと思ふ。

班田制が全國に涉つて、廣く施行されたと思はるゝことは、すでに述べた所であるが、これが令制通り、全國劃一に施行されたことについては、大に疑問が存すると思ふ。すでに早く大寶二年に、京畿より遠く離れた九州地方に於て、戶籍法と共に班田制の施行されたことは、内田博士の指摘されてゐる所である。然し比較的京都に近い志摩國の百姓に對しては、大寶二年より二十三年後の神龜二年に、伊勢、尾張二國の田を以て、始めて口分田として班給してゐるのである。又大隈、薩摩兩國に於ては、その百

平安時代に於ける班田制の實施について(今宮)

(五二)

二五

姓の所有する田地が、悉く不毛地を開墾したものであり、これを公收して班給を行はんとすれば、喧訴を生ずる恐れがあつた爲めに、遂に奈良時代を通じて、班田が行はれず、延暦十九年に至つて、始めてこれが施行されたのである。即ち前者は土地の不足により、後者は特別の事情の爲め、班田が實施せられなかつたことを示すものであり、恐らく他の地方に於ても、以上の如き除外例が存したらうと想像せられるのである。かくて、班田制は全国的に廣く實施されたことは認められるけれども、各地方毎に時期を異にして行はれ、その範圍の如きも區々であつたものと考へられる。従つて平安時代初期に於ける地方班田の實施について見ても、或る地方に於ては、新規に班給が施行されてゐるにも拘らず、他の地方に於ては、すでに廢絶に瀕すると言ふ有様であつたやうである。

延暦五年に畿内諸國に於ては、班田が施行せられたが、同年四月の播磨國の奏言の中に、

四天王寺飭磨郡水田八十町、元是百姓口分也、而依太政官符、入寺訖、因茲百姓口分、多授比郡、營種之勞、爲弊實深、其印南郡、戶口稀少、田數巨多、今當班田、請遷飭磨郡置印南郡

とあるを見れば、この地方に班田が行はれたらうと考へられる。又この時の田圖が、天平、天平勝實、寶龜のものと共に、永く所司に止めて證驗とされたことも、すでに述べた所であるが、事實尾張國に於ては、延暦五年の圖籍が證驗とされてゐる文書が存し、又伊勢國に於ても同年の圖籍の存したことが明白である。かゝる點より見て、この時の班田は、かなり廣範圍に渡つて施行されたものではないかと考

へられる。

延暦十一年に畿内諸國に班田が行はれたと思はれるが、この前年五月に、諸國に勅を下されて、來年班田を行ふ爲めに王臣家、國郡司、殷富百姓等が良地を占有してゐるのを、天平及び勝寶の圖籍に依つて悉く改めしむるに至つたことは上述した所である。果してこれが如何なる程度に實行され、又班田が如何なる範圍に施行されたかについては、明白に爲し得ないけれども、全国的にこれを施行せんとした事は充分うかゞひ得る所である。

延暦十九年には、上述の如く、大隅、薩摩兩國の墾田を公收して、口分田と爲したとの記述を見るのであるが、この時は畿内諸國に於ても、班田が施行せられたと思はれる時である。而も尾張國に於ても、延暦十九年圖を引く文書を見るのである。従つてこの時の班田も、畿内諸國のみでなく、他の諸國に於ても行はれたのではないかと想像せられるのである。而して更にこれより數年後の大同二年には、壹伎、多嶽兩島に於いて、隱田一百卅町を校出して、島司郡司等の公廩田、職分田となした以外を、百姓の口分田と爲したとの記事を見るのである。かゝる離島に於てさへも、一度びは班田制の施行せられたことを證するものである。然しこれらは、大寶令制定後約百年以上の年月を経過してゐるのであつて、當時京畿地方に於ては、班田の實施を妨害する種々の弊害が甚だしくなり、官符を濫發してこれが防止につとめ、又は一紀一班の改變を企てた時代であつた。かゝる時に當つて、九州地方に班田が施行されたこと

は、當時の地方爲政者が、この制度を實施せんとする意圖を有してゐたことを示すものであらう。以上の如く、桓武天皇の御代に於ては、畿内に班田が施行された時には、地方に於てもこれが行はれた形跡を認めることが出来るのである。但し地方の班田が如何なる範圍に行はれたかは、これを知ることが出来ないものである。

(一) 内田銀藏 我國中古の班田收授法(日本經濟史の研究上)

(二) 續日本紀 神龜二年七月壬寅條

(三) 續日本紀 天平二年三月辛卯條

類聚國史 卷百五十九 田地上(口分田) 延曆十九年十二月辛未條

(四) 續日本紀 延曆五年四月乙亥條

(五) 東寺文書禮一之十二に次の如き文書が見える。(史料編纂所藏)

尾張國

弘福寺亦名川原田廿町四段二百八十一歩

中島郡十町四段二百八十一歩

一條勾金里廿九坪七段九十三歩

卅坪一町

卅二坪九段二百八十八歩

卅二坪一町

延部里五坪一町

已上五坪天平十四年勝寶七歲寶龜四年無圖

延曆五年十九年弘仁十二年圖並川原寺田

六門田九段二百九十八步

寶龜四年以往無圖延曆五年圖川原寺田九段二百九十八步

延曆十九年弘仁十二年圖川原寺田九段二百八十步須據五年圖爲九段二百九十八步

二條草引里廿五坪九段二百八十步

廿六坪一町

已上天平十四年圖同里廿三坪一町廿四坪九段二百八十八步並川原寺田也

勝寶七歲無圖寶龜四年以還圖停廿三廿四兩坪注廿五廿六坪川原寺田

酒墓里一坪八殘卅五步

依延曆五十九弘仁十二年三度圖可爲八段卅口步

天平十四年圖同條草引里卅六坪八殘卅五步川原寺田也

勝寶七歲無圖寶龜四年以還圖停彼坪注此坪寺田

廿坪一町

廿一坪一町

已上天平十四年圖同里十六坪一町並川原寺田也

勝寶七歲無圖寶龜四年以還停十六十七兩坪注此二坪川原寺田

丹羽郡十町

十六條道邊里七坪一町

平安時代に於ける班田制の實施について(今宮)

天平十四年、寶龜四年、延曆十九年、弘仁十二年、並川原寺田

十七條桑原里十二坪一町

十三坪一町

十四坪一町

十五坪一町

廿二坪一町

廿三坪一町

廿四坪一町

廿五坪一町

廿六坪一町

己上九町、天平十四年、勝寶七歲、寶龜四年、延曆十九年、弘仁十二年、並川原寺田

右得去十月九日、藤原三綱、藤原年寺田、或官誤收公田、或民奸成私墾、因茲地子減少、佛供闕乏、請寫取天平十四年、勝寶七歲、寶龜四年、延曆五年等證圖籍、欲校正謬誤者、別當覆勘所陳、不虛請加檢校、早令勘正、令附小寺主僧庚兼藤原國依藤原勘檢圖帳具件如前

天長二年十一月十二日

正七位下行大目蚊屋宿禰

從六位上行椽多治比真人

從五位上行守勳七等伴宿禰

正七位下行權椽大枝朝臣秀盛

外從五位下行介清岑宿禰

正六位上行少目曾禰連

(六) 東寺百合文書、寬治七年七月廿日、明法博士惟宗國任勘文案(大日本古文書、家わけ第十、東寺文書之二)

(七) 續日本紀、延曆十年五月戊子條

(八) 註五参照

(九) 類聚國史卷百五十九 田地上(口分田)大同二年十月丙子條

壹岐の班田については、三代實錄貞觀十八年三月九日條参照

八

延暦年間以後は、畿内に於ても班田の實施が困難となり、永い間施行せられない状態となつたことは上述の如くである。従つて地方に於ける班田も、益々困難となり來つたものと考へられる。

畿内に於ては、大同より弘仁の初年にかけて、班田が行はれた如く思はれるが、この時地方に於ても、同様であつたか否やを明らかにし得ないのである。大同三年から四年に亘つて、伊賀國以下十五ヶ國に對して、應授居住外國京畿内百姓口分田事<sup>(一)</sup>と言ふ官符を出してゐるのを見ると、地方に於ても、班田が問題になつたことが知られるのであるが、果して、これが實施されたや否やを知ることが出來ないのである。<sup>(三)</sup>上述の如く弘仁五年の勅によると、大同以來は疾疫間發して諸國の班田の前後するものが多いので、最後に班田を施行した國が班年に達するのを待つて班給を行はしむるとあるので、<sup>(三)</sup>諸國の班田期が、大に亂れたことが知り得るのである。而もかゝる命令を下されたことは、諸國の區々の班田年度を、一應整理せんとした爲めであらうと考へられるけれども、實際に於ては、後班の國の期限を待つこ

となつた爲めに、更にその年限が延長せられて、地方の班田が益々混亂するに至つたことが想像せられるのである。弘仁年間に、畿内諸國に班田が行はれたか否やは、明白でないけれども、同十二年前後に、これを行はんとした點は認められるのである。地方に於ては、この頃の班田の施行を直接示すものがないけれども、尾張國に於いて、天平十四年、勝寶七年、寶龜四年、延曆五年、同十九年の圖と共に、弘仁十二年の田圖が作成されてゐたことが知られ、伊勢國に於ても、同年の田圖が存したことが明白である。更に又因幡國に於ても、弘仁十四年の圖帳が存したのである。又同十四年の應令大宰府管内諸國佃公營田事と言ふ太政官奏中にも、班田之歲、擇取百姓口分及乘田水旱不損之田、依件割置號公營田云々とあるのは、太宰管内に、班田の行はれてゐたことを示すものと考へられよう。以上の如き田圖の作成が、必ずしも班田の施行を示すものであるや否やは、問題であるけれども、令制に依れば、班田の終了した後に、田圖を作成することとなつて居り、又弘仁十一年の田圖に關する官符にも、一班之後、不必相同云々、とある點などを見れば、田圖の作成は、班田の施行を意味するものと見て、よいのではないかと考へられる。従つて以上の諸地方に於いては、弘仁年間に班田が施行されたものと推測し得ると思ふ。又此頃、特殊の人民に對する口分田の班給は行はれてゐたのであつて、大同元年には近江國の夷浮を大宰府に移して防人となし、これに口分田を給與したことがあり、又弘仁七、八年には、夷浮に口分田を授くべきことが命せられ、常陸國に於ては、これが實行されてゐるのである。又天長元年には、新

羅人に陸奥國に於いて口分田を給與した記事が見えてゐる。此等は何れも特殊の例であつて、此時この地方全體に班田が施行されたとは、考へることが出来ないことは言ふまでもない。

畿内諸國に於ては、天長五年に班田が行はれたが、この時、地方に於てはどうであつたかを明らかにし得ない。たゞ天長七年に、

阿波國水田一十町二段、混雜陸田、班民口分田、埴處岸高、無便導水也、

と見える。これは班田の行はれたことを、明示するものではないけれども、少くとも、此地方に於いてこの問題に注意を向けたことが知り得るのであつて、天長五年前後は又地方に於いても、班田の施行が問題になつたこと、推測せられるのである。

(一) 類聚三代格卷十五 大同四年九月十六日旨符

(二) 弘仁二年正月廿九日付を以て陸奥出羽兩國に對して、不可收百姓墾田事と言ふ太政官符を出してゐるが、(類聚三代格卷十五、日本後紀)之は班田を行ふ前提と認めがたく、恐らく國司の土地占有を防止する爲めのものであつたらう。

(三) 日本後紀 弘仁五年七月己巳條

(四) 東寺文書禮一之十二 天長二年十一月十二日尾張國弘福寺田勘注

(五) 延長七年大神宮勘注(大日本史料第一編之六 延長七年七月十四日條參照)

東寺百合文書い 庚和元年閏九月十一日明法博士中原範政重勘文案(大日本古文書、家わけ第十、東寺文書之一)

(六) 正倉院文書 東南院文書參攬第廿六卷、(延喜五年九月十日付東大寺因幡國高庭庄券第二)

平安時代に於ける班田制の實施について(今宮)

(七) 類聚三代格卷十五 弘仁十四年二月廿一日太政官奏

(八) 同 弘仁十一年十二月廿六日官符

(九) 類聚國史卷百九十風俗(俘囚)大同元年十月壬戌條

(十) 同 弘仁七年十月辛丑條 同八年九月丙申條

(十一) 同 卷百五十九田地上(口分田)天長元年五月己未條

同書天長元年三月丁丑條に依ると、新羅人百六十五人に乘田廿四町八段を口分田として給與したとあるから、一人當り面積約一段百八十歩に當つてゐる。

(一二) 同 天長七年四月戊申條

## 九

天長五年の班田以後は、畿内諸國の班田制は益々混亂して來るのであるが、地方に於ては、不規則なから處々に施行せられてゐるのである。

天慶四年の筑後守解に、

此國不班田、既卅餘年、輸貢之民、曾無口分、免課之門、徒有田疇、調庸交闕、人數減損云々、とあり、又翌五年の肥前介解にも、

不更班給、延引如斯、既及四十年、調物缺少、戶口減損云々、

とある。これによると、肥前國に於ては承和八、九年頃、又筑後國に於ては、それより數年後の承和末年に、班田が施行されたことが推測出来るのである。

又貞觀五年の民部省勘文案には、伊勢國の承和、嘉祥の田圖を引いてゐるから、この地方に於て、この兩年度に田圖の作成されたことが知られるのである。而してその年代に關しては、延長七年の大神宮勘注によると、承和九年及び嘉祥二年であることが分るのである。此等に依れば、伊勢國に於ては、承和八九年又は嘉祥二年頃に、班田が施行されたのではないかと考へられる。この兩度の期間は約七年に當るから、ほぼ班年と一致するのである。

更に延喜五年の東南院文書によると、嘉祥三年に因幡國に於ても、圖帳が作成されたことが知られるのである。これも恐らくは、班田の施行された結果ではないかと思はれる。

仁壽三年美濃國より、班田手續の簡易化を願ひ出で、班年に至れば太政官の命令なしに、校田言上すること(五)に改まり、諸國もこれに準すべしとの官符が下されてゐる。これを以て、直ちに班田の施行を示すものとは認め難いけれども、少くとも、美濃國に於ては班田が問題とされたことが推測せられるのである。而も筑前國に於ては、仁壽二年に班田の實施されたことは、後出の大宰府の奏言に依つて明白である。これらに依れば、仁壽二、三年頃は、各地方とも班田施行期に當つてゐたのではないかと考へられる。

貞觀年間に入ると、同二年美作國に於いて、班田が行はれたと推測さる、記事が存する。又同十四年には、備後國に於て班田授口帳が作成されて、官に進められたが、元慶二年に太政官より報符が下されてゐる。従つて、貞觀十四、五年には、班田が施行されなかつたと見るべきであらう。班田授口帳を進めてより、七年目に至つて初めて報符を得たことは、如何に中央官吏が怠慢であつたかを示すばかりでなく、この煩雜なる手續によつて、班田制の頽廢するに至つたことを知り得ると思ふ。又貞觀四年の太政官符によれば、諸國の校田帳にも不正の多かつたことが知られるので、これも亦班田制を紊亂せしむる重大なる原因を爲したのである。この頃校田帳の不正を問題とするに至つたのも、諸國に於て班田の施行されたことを示すものであらう。貞觀十五年の大宰府の奏言に、

筑前國去仁壽二年班田、其後歷十九年、死亡口分散入富豪、生益貧身、徒苦賦役、仍須早班口分、令民安堵云々

とあり、班田施行の場合、課丁、不課男、女子等の口分田面積を區別して、一般民の不正を防止すべきとを建言して、許可されてゐる。かく口分田の面積を問題としたこと、又奏言中に、今須班田之日、擇良田九百五十町、不論土浪人、願充令耕佃云々、とあるを見れば、恐らく此時、筑前國に於ては、班田が施行されたのではないかと考へられる。

畿内諸國に於ては、上述の如く、承和元年に一紀一班の制となり、承和年間以來大に班田の施行に努

力する所があつたが、遂にその目的を充分達することが出来ず、天長五年以來五十餘年間も、これが施行を見なかつたのである。然るに地方に於ては、諸地方にこれの實施された形跡を認め得るのであつて、京畿地方に於て、この制度が廢絶に歸したから、地方諸國に於ては、すでにこれより早く頽廢してしまつたとの推論は誤りである。畿内諸國には、權門勢家及び寺院等の私有地が多く存したことが、この制度の實施を阻害した重大なる原因を爲したと考へられる。地方諸國に於ても、地方豪族又は地方爲政者等による同様な弊害は、當然考へられるけれども、若し地方爲政者がこれを斷行せんとすれば、これを防害する勢力は畿内諸國に於けるよりも少なかつたに相違ない。然し上述の例は、比較的よく班田制が施行されてゐたと思はれる九州地方のものであるから、これを以て全體を推すことは出来ないけれども、京畿に於ては、すでに廢絶に瀕してゐたこの制度が、地方の一部に於ては、反つてよく施行されてゐたことが知り得るのである。

(一) 三代實錄 元慶四年三月十六日條、同五年三月十四日條

(二) 東寺百合文書ほ 貞觀五年九月三日民部省勘文案(大日本古文書、家わけ第十、東寺文書之二)

(三) 延長七年大神宮勸注(大日本史料第一編之六 延長七年七月十四日條參照)

(四) 正倉院東南院文書參權第廿六卷 延喜五年九月十日東大寺因幡國高庭庄券第二

(五) 類聚三代格卷十五 仁壽三年五月廿五日官符

(六) 三代實錄 貞觀二年六月廿三日條、皇太后宮職冰田九町、在美作國英多郡、今相博勝田郡公田、以英多郡地狹田少、給民口分、

平安時代に於ける班田制の實施について(今宮)

常煩不足故也

(七) 三代實錄 元慶三年五月廿三日條

(八) 類聚三代格卷十五 貞觀四年六月五日官符

(九) 三代實錄 貞觀十五年十二月十七日條

## 一〇

畿内諸國は元慶四、五年にかけて、五十餘年ぶりて班田が施行されたが、此頃地方に於ても班田が行はれたやうに思はれる。上述の元慶四年及び五年の筑後、肥前兩國の解は、九州の如き遠隔の地方の班田手續の簡易化を上申したものであつて、これに依つて豊後、筑前、肥前等の諸國は、班田手續の變更が行はれたのであるが、これらの解は何れも、久しく班田が施行されない爲めに、土地の兼併が甚だしく、一般農民は口分田を有しない状態となつたことを述べ、班田の實施を要望してゐるのである。かゝる點より見て、此頃九州地方に班田が施行されたと考ふべきであらう。更に他の地方を見るに、元慶三、四年頃に備後國に於て班田が行はれたと思はれる記事が存し、又遠江國に於ても、元慶四年より仁和初年にかけて班田を施行した如く思はるゝ記事がある。更に仁和元年に土佐國に班田が行はれ、正丁四段、次丁及び中男二段、不課男一段、女子五十歩の面積を班給し、一班の間だけ之に依つて行ふとある。翌

二年十月には、令美濃國班給百姓口分田、と見えてゐる。<sup>(四)</sup>

以上舉げた地方は九州を初めとして、本州中部、中國、四國等に及んでゐるのであつて、元慶より仁和にかけて、地方に於ても、かなり廣範圍に渡つて、班田制が實施されたことが知られるのである。

元慶年間の班田以後、畿内諸國に於ても班田實施の形跡が認められないけれども、地方に於ても、恐らく同様の状態であつたらうと考へられる。寛平六年の紀伊國の解に、

檢案内、此國調庸租稅并年料雜米、及例貢雜交易等之色、其數猥積、遷代國司無力辨濟、空過秩限遂爲身煩、伏尋由緒、惣依民不堪躬耕沽却口分田也。方今良田多歸富豪之門、出舉徒給貧弊之民、收納難濟、官物自失、以斯承前國吏等准量田疇之數、班舉買耕之人、而或諸司官人雜任并良家子弟内外散位以下及諸院諸宮王臣勢家人等、多接部内領作田地、至于班舉正稅、偏恃官位及本主、對捍國司曾無承引、

とある。<sup>(五)</sup> 地方諸國に於て、班田が永く施行せられなかつた爲めに、口分田が賣却せらるゝに至り、良田が權門勢家、地方豪族等に兼併せらるゝに至つた状態をうかがひ得るのである。延喜時代の太政官符に、地方の諸國に於ては、五六十年間も班田が行はれなかつたとあるのは、必ずしも誇大の言ではないであらう。

以上平安時代に於ける地方諸國の班田の施行に就いて述べたが、畿内に於いて班田が行はれなくとも、

地方に行はれてゐた場合が多く存し、畿内諸國では廢絶に瀕する状態であつても、一部の地方には、熱烈にこれの施行を欲すると言ふ状態であつたことが知られるのである。従つて先に述べた如く、畿内の班田制の頽廢を以て、地方諸國を推すことは、必ずしも當を得たものでないことは明白である。さて次には、班田制施行の最後の試みである延喜時代の班田について、述べて見ようと思ふ。

(一) 三代實錄 元慶三年五月廿三日條

(二) 同 仁和元年四月十七日條

(三) 同 同 十二月廿七日條

(四) 同 仁和二年十月十四日條

(五) 類聚三代格卷十四 寛平六年二月廿三日官符

## 一一

寛平年間に、權門勢家の地方に於ける勢力の抑止を目的とする太政官符を、度々領布さるゝに至つたことは、すでに述べた所であるが、當時の地方政治紊亂の最大原因を爲したのは、これらのものであつて、その弊害は、すでに奈良時代末期より認めらるゝ所である。政府の地方政治刷新の度々の試みも、彼等の勢力が地方爲政者を壓迫する爲めに、充分その目的を達することが出来なかつたのである。寛平時代の後半より、權門勢家の地方に於ける勢力を打破して、地方政治を肅正せんとする傾向が顯著とな

り來つたのであるが、これを徹底的に行はんとすれば、當然班田制の實施が必要となるのである。かくて寛平以來の地方政治刷新の結果として、延喜初年に班田制の施行が試みられることゝなつたのである。

畿内諸國に於て最後に班田の施行された元慶五年より、二十一年目にあたる延喜二年三月に、地方政治刷新に關する次の如き諸官符が公布さるゝに至つた。

- 一應停止臨時御厨并諸院諸家王臣家厨事
- 一應聽交替一度延期事
- 一應調庸精好事
- 一應勵行班田事
- 一應禁止田租徵穎事
- 一應禁止諸院諸家及王臣家占固山川藪澤事
- 一應禁斷諸院諸家王臣家假民私宅號庄家貯積稻穀等物事
- 一應停止勅旨開田并諸院諸官及五位以上買取百姓田地舍宅占請閑地荒田事
- 一應修造前司時破損官舍驛家器仗池堰國分二寺神社事

以上を以て見ても、當時の爲政者の地方政治肅正に對する熱意を知り得ると思ふ。

さて次に、應勤行班田事 との官符を引用して、當時の状態の説明にかへようと思ふ。

右田令言、六年一班、承和元年格言、畿内一紀一班、而畿内承和十一年校田不班、暨千元慶五年乃行校班、自餘諸國五六十年或不班給、是則徒設條章、曾不遵行之所致也、遂使不課之戸多領田疇、正丁之烟未授口分、調庸難濟大概由此、加以荒熟之處逐年各異、水陸之便隨日不同、而國宰只見圖内荒廢無知帳外之墾□、以茲不堪佃田每年過率、應輸租穀每秋減數、又戸籍所注大略或戸一男十女、或戸合烟無男、推尋其實、爲貪戸田妄所注載、是以一國不課十倍見丁、其分田應輸終入私門不爲國用、公損之甚不可勝計、

長期に渉る班田制の不實施は、如何なる結果を生ずるに至つたかは、以上を以て明白である。かくて、國家の財政上より見ても、又は權門勢家の勢力を打破して、一般民の福利を増進する點より見ても、班田の實施が第一の急務であることは言ふまでもないのである。従つて、次の如き班田令が、こゝに公布さるゝことゝなつたのである。

六年一班期限短促、宜仰下諸國、一紀一度校田言上、并進授口帳、待裁班給、卽以新制之年、爲計班之初、每滿班年、必令勤行、若有習常緩怠空過班年者、依法科處、兼拘勘租帳、仍須官符到着後百日内辨行具狀言上、其近年班田者、起自班年計數之、

この官符によれば、近年班田を施行した國は、その班年より十二年目毎に班田を行ふが、他の諸國は、

延喜二年を以て計班の初めとなし、これを勵行せしめんとするものであつた。當時班田制は、すでに廢絶に瀕してゐたと思はれるから、大多數の諸國は、延喜二年を以て班田を行ふべきこととなつたものと考えられる。これと同時に公布せられた上述の諸官符の多くは、地方に於ける權門勢家の勢力を打破せんとするものであつて、班田制を施行せんとすれば、その前提として、當然斷行さるべきものであつたらう。

(一) 類聚三代格卷十、卷五、卷八、卷十五、卷十六、卷十九、延喜二年三月十二日及び同十三日官符

(二) 政治要略卷五十四、交替雜事十四、延喜二年三月十三日官符

一一一

さて以上の諸官符の効果如何が問題となるのであるが、當時は周知の如く、此等の法令を實行すべき地位にある者自身が法令の實施に努力せず、これを破棄して平然たる時代であり、従つて多くの法令は、殆んど空文に等しい状態であつたのである。然し以上の諸官符が、全く空文に終つたとは考へられないのであつて、特に莊園の整理を目的とした官符の如きは、一部にその効果を擧げ得たものと認められてゐるのである。然らば上記の班田令は、果して如何なる程度に實施されたであらうか。

延長七年七月の大神宮勘注の中に、延喜二年班田圖籍云々、と見えるのは、伊勢國に於いて、延喜二

年頃班田の施行されたことを推測せしむるものである。又長承二年五月の伊勢國大國莊田堵住人等解案の中に、

隨即計年記者、如上件、自承和二年迄延喜三年六十八年、自延喜以後二百三十一年也、是以自延喜班田之時以來、戸與庄、各數百歲之間無相論、所令領掌也、云々とあり、更に、

抑靜案事情、昔賢王御時、以延喜三年、立條里定坪並、云々とある。

以上に依れば、延喜二年又は三年ごろ伊勢國に於いて、班田の施行されたことは、ほぼ確實の如く思はれる。然しこの班田が、上述の延喜二年三月の班田令公布の結果として行はれたものであるや否やは明白でなく、川上多助教授は、延喜二年の伊勢國の班田は、同年三月の官符によつて校班に看手したとすれば、同年のうちにこれを行ふことが出來ず、而も上述の官符も、十二年後に班田を行ふことを命じたものであるから、これと關係なく行はれたものと認むべきである、と述べられてゐる。田令の規定に、給訖、具錄町段及四至、とある如く、田籍田圖の作成は、口分田の班給終了後行はれるべきものである。従つて、大神宮勘注の記す如く延喜二年に伊勢國の班田圖籍が作られたとすれば、班田はそれ以前に行はれる筈であつて、同年の班田令によるものでないと考へられる。然しながら、上記の大國庄田堵住人

等解案は、延喜三年にこの地方に班田の行はれたことを示すものであつて、この兩史料は、一見相一致しない如く思はれるのである。然し、すでに述べた如く、當時に於ける班田の施行は、相當の時日を要したものと見るべきであつて、往々數年に亙る場合さへ生じたのである。而も上記の史料は、何れもその當時を去ることが遠く、延長年間の大神宮勘注さへ約三十年後のものであり、たまたま土地の相論の場合に、その證驗としてあげられたに過ぎないものである。かゝる點より推測するに、延喜初年の伊勢國の班田は、二年より三年に亙つて行はれたものに相違ないのであつて、その爲めに後世に於ては、この時作成された圖籍を、延喜二年又は三年の田籍と爲すに至つたものであらう。かく考へれば、この時の伊勢國に於いて施行された班田は、延喜二年の班田令と關係なしとは認め難いのであつて、恐らくはこの時の班田令によつて行はれたものと考えべきであらう。而も伊賀國に於ても、延喜三年圖が存したことは、東大寺文書、康保二年十二月十九日同國夏身郷刀禰解に、同年圖が引かれてゐることを見てもうかゞはれるのである。<sup>(五)</sup>従つてこの國に於ても、班田が施行されたのではないかと考へられるのである。もし伊賀國に於て班田が行はれたとすれば、これも上記の班田令の結果であることは言を俟たないと思はれる。

但し、田圖の存在を以てたゞちに班田の施行を豫想し得るや否やは、考ふべき問題であると思ふ。三代實錄仁和元年二月(八日)の條に、

先是、神祇官奏請、去貞觀十七年四月十七日有勅、以山城國葛野郡上木島、木島兩里乘田五段、奉充從一位平野神社、而班田使圖帳不注神田、收公班給百姓口分、望被返充、是日勅有司令返奉

とあるなどを見れば、班田圖帳も充分調査改訂が行はれず、舊來のものによつてゐたのではないかとの疑が生ずるのである。而も更に、後世に於て圖帳が問題となつたのは、多くは土地相論の場合である爲めに、その眞偽が問題となるのである。例へば康和元年閏九月伊勢國大國庄について、東寺と成願寺との間に相論があり、これに對する明法博士中原範政の勘文によれば、成願寺の提出した寛治五年の民部省圖帳の文に、寶龜嘉祥承和等圖合、とあるが、寛治の圖は疑はしきものであるとの意味が記されてゐる。かく田圖の存在は、必ずしも班田の施行を指すものではないが、多くの場合班田と田圖とは關係あるものと認めてよいと思はれる。

又延喜の班田令が、十二年後の班田を命じたとなすけれども、近年班田した國は、その班年より十二年目に班田を行はしむるが、他の諸國は新制の年即ち延喜二年を以て、計班の初めとなすと言ふ上記の官符を見れば、この年に班田の施行を命じたことは明瞭である。以上の如く伊勢國、伊賀國等に於て、延喜三年頃に班田が行はれたとすれば、この太政官符によつたものであると認むべきであらう。然しこの新制の結果、班田の行はれた形跡を認め得るのは以上の如く極めて少數である。恐らく他にも施行された國々の存することが考へ得られるけれども、未だこれを證する史料を點檢する餘猶が存しないので、

これを後日にゆづらうと思ふ。

(一) 川上多助氏 平安朝の莊園政策(史學雜誌第三十四編第三號)

(二) 延長七年大神宮勸注

(三) 東寺百合文書係(大日本古文書、家わけ第十、東寺文書之二)

(四) 注一参照

(五) 東大寺文書第四回探訪七册(史料編纂所藏)

夏身郷刀禰解中勸録言上右門督殿所領田地事

合

一 藜田伍町玖段貳佰柒拾捌步

一條一里廿林本東六十步 廿三榎本北三百步 廿一榎本北田一段

(略)

二里十六高生東内三段七十步

(略)

延喜三年圖注坪

内田三段拾二段

(十一條) (略)

廿三門代西南田五段六十步

件田弘仁十一年郡司申文注坪内田五段六十步多實内親王田四段六十步  
淡海廣川治田一段者

延喜三年圖注親王田一段者

平安時代に於ける班田制の實施について(今宮)

(三三)

(以下略)

(六) 東寺百合文書、康和元年閏九月十一日明法博士中原範政重勸文案(大日本古文書、家わけ第十、東寺文書之二)

## 一三

さて延喜二年後の班年にあたる同十四年に、班田が如何なる程度に實施されたか、次の問題になるけれども、これを示す史料が存しないやうに思はれる。三喜清行は、延喜十年四月その意見封事の中に、請勅諸國隨見口數授口分田事の一項を設けて、これに言及して次の如く述べてゐる。

右臣伏見諸國大帳、所載百姓、大半以上、此無身者也、爰國司偏隨計帳、宛給口分田、即班給正稅、徵納調庸、於是有其身者、纔耕件田、頗進租調、無其身者、戶口一人、私沽件田、曾不自耕、至于租稅調庸、遂無輸納之心、謹檢內、公家所以班口田者、爲收調庸、舉正稅也、而今已奸其田、終闕厥貢、牧宰空懷無用之田籍、豪富彌收并兼之地利、非唯公損之深、亦成吏治之防、今須令諸國閱實見口、班給其口分田、其遺田者、國司收爲公田、任以沽却、若納地子、以充無身之民調庸租稅也、猶所遺之稻、委納不動、今略計其應輸之數、三倍於百姓所進之調庸、爲公有利、爲民無煩、此皆國宰專行、應無殊妨、然而事乖舊例、恐有民愁、伏望、申勅諸國試令施行、

即ち、從來の口分田に關する不正を防止する爲めに、現在の人口數を調査して口分田を班給すべきこと

を主張してゐるのであつて、この封事によれば、延喜二年の班田令及び其他の法令が、充分その効果を擧げ得なかつたことが想像せられるのである。善行がかゝる意見封事を上奏したことは、この年が丁度班年に當り、班田制の施行を豫想した爲めであらうと思はれるけれども、この當時班田の施行されたことを證するものは、未だ見當らないやうである。

たゞ、同年八月中に、應返進諸國雜田二千三百六十六町九段五十二步其地子稻混合正稅事、應諸國乘田置七分法事、應諸國地子帳立式例令造進事、應制止諸國地子田混合租田事、應定諸國地子交易絹綿調布商布鐵釜等價數事、の五箇條の太政官符を公布し、更に數日後に、依式例可行年中例用并色々雜事等事、隨遺數可充行諸國例進外地子稻事、定諸國例進地子雜物事、定晦料油并夏冬頒給料及雜穀等事、合納厨家可備勘據公文八卷事、の五箇條を勤め行ふべき官符を下してゐるのである。以上(三)の官符は何れも土地に關するものであるけれども、その多くは地子に關する規定であつて、何れも班田の施行を示すものではないのである。然しこれらの官符を引きづいて公布されたことは、特に此頃に土地に關して、關心のあつたことを示すものであつて、或は班田を施行せんとする爲めの改正か、又は班年に當る爲めに、土地に關する不正を肅正せんとされたものであらう。但し上記の官符に於いてうかがはれる如く、公地の地子に關する規定が主である點よりすれば、地方政治の紊亂によつて、國庫の收入が益々減少するに至つたので、これを防止せんとすることが主たる目的であつたに相違ないのである。而して當時全

國を通じて、地子帳の作成は行はれてゐたらしく、上記の諸國雜田の地子稻を返進して正税に混合せしむる事、の官符に引かれた所を見れば、伊勢國以下四十五國に於いて、大部分は延喜五、六年以後に地子帳の作成されてゐたことが知られるのである。

然し、いづれにしろ延喜十四年頃に、班田の施行を證する史料は見る事が出来ないであつて、強いて土地關係のものを求むれば、僅かに同年十月、不堪佃田使を定めたとの記事を見出すに過ぎないやうに思はれるが、これは前年風水の害があつて、諸國の損田を上申するもの廿國、不堪佃を申出るもの廿四國が存した爲めであつて、班田に何等の關係のないことは言ふまでもない。

以上述べた如く、延喜時代に於ては、その初年に班田を勤め行ふべき嚴重なる官符が下されたにも拘らず、この制度の實施を證すべき史料は極めて少ないのであつて、まづ大體に於て、政府の班田施行の方針は貫徹しなかつたものと見なければならぬと思はれる。事實當時に於ては、權門勢家、地方豪族等の土地兼併は、極めて甚だしきものがあつたのであつて、延喜二年の官符に、

諸國奸濫百姓爲遁課役、動赴京師、好屬豪家、或以田地詐稱寄進、或以舍宅巧號賣與、遂請使取牒加封立勝、國吏雖知矯飭之計、而憚權貴之勢、鉗口卷舌不敢禁制、以茲出舉之日託事權門不請正税、收納之時蓄穀私宅不運官倉、賦税難濟莫不由斯、加以賂遺之所費田地遂爲豪家之庄云々

とあり、その状態をうかがひ得るのであるが、更に延喜五年の官符には、權門勢家の横暴を次の如く述

べてゐる。

院宮諸家偏就田宅資財之事、不經國宰直放家符、召捕郡司雜色人等、勘責禁固殆過囚人、或涉月不免已絶家業、或經日被繫遂奔公務、加以爲使之人多率從類、追喚之間酷加陵轢、凡家長獨被召捕舉烟騷動、妻子流冗親族逃竄、國司之政以誰辨行、

この兩官符によつて、當時地方に於ける權門勢家の勢力の如何なるものであつたかを充分知り得るのであるが、かゝる状態にある諸國に於いて、班田施行令の効果の擧げ得なかつたことは、寧ろ當然と言はざるを得ないであらう。

(一) 本朝文粹卷二

(二) 政治要略卷五十三交替雜事(雜田)・延喜十四年八月八日及び同月十五日官符

(三) 貞信公記 延喜十四年十月四日條

(四) 同 同 十三年九月九日條

(五) 類聚三代格卷十九 延喜二年三月十三日官符 應停止勅旨開田並諸院諸宮及五位以上買取百姓田地舍宅占請閑地荒田事

(六) 類聚三代格卷十九 延喜五年八月廿五日官符

## 一四

延喜十四年より十二年後の延長三年に、疫死流死の百姓口分田を地子田となして、その利稻を以て調

平安時代に於ける班田制の實施について(今宮)

(五三七)

庸中男の作物等と交易せしむるとの官符を下し、更に十數年後の天慶五年の官符は、逃亡した百姓の口分田も、これに准することを命じてゐる。而して又承平三年及び天慶四年の勘解由使勘判等にも、身無き百姓の口分田を地子田として、利稻を徵集すべきことが見えてゐる。以上の太政官符又は勘解由使勘判等に、何れも口分田と言ふ文字は見えるけれども、班田の施行を示すものはなく、たゞ上記の延長三年の官符に、死亡した百姓の口分田の地子を正税に混合した後、未經幾年、及班田期、即給口分、國司偏見田數多、徒加増男女云々、とあるのは、班田制が施行せられてゐた如く見えるけれども、事實は、地方爲政者等が、實在しない百姓の口分田を隠没せしむる手段であつたものと、考ふべきであらう。要するに上記のものは、一般農民に班給すべき口分田を、段々と公田となして、國庫の收入を増加せんとするものであつたことが知られるのである。これは受給者の無い口分田が、權門勢家や地方爲政者等に兼併されて、國庫の收入の減少するに至つた對策には相違ないけれども、もし班田制を實施せんとすれば、此等の土地は當然、一般農民に班給せらるべきものであるから、一方から見れば、これらの官符を公布したことは、當時政府が、班田制施行の意志を放棄するに至つたことを示すものとも、考へられるのではないかと思ふ。

以上の如く上記の太政官符に、班田又は口分田の字句を見るが、これらはかへつて班田制の廢絶を示すものと考へられるのである。而して勘解由使勘判抄に、

又言、末班田怠在恩前、須見任申下班符勤行之承平三年判

と見えるのが、班田施行に關する延喜以後の殆んど唯一の例の如く思はれる。然しこれに依つて、この地方に班田が施行されたや否やは、全く知ることが出來ないのである。更にこれより約八十年後の寛弘八年十二月廿六日の宣旨に依れば、攝津國に於ては、校田授口帳を合期に勘造して官に進めたけれども、班符が下されない爲めに、これを實施することが出來ず、寛弘四年十二月に訴出て、寛弘元年より四年に至る四箇年間の租帳を勘濟せんことの便宜の處置を願つたに對して、同八年十二月に初めて許可されるに至つたのである。<sup>(五)</sup> 即ちこれに依つて、未だ寛弘の初年には、地方によつては校田を行ひ、授口帳を作成した所の存することがうかがはれるのであるが、怠慢なる中央及び地方爲政者等は、これを數年間放置する状態であつたことが知られ、班田制の施行の如きは、到底考へ得ざる有様となり來つたことが推察されるのである。

かくて班田に關する記事は、全く史籍より没してしまふである。従つて、上述の延喜二年の班田令が、この制度を施行せんとする最後の試みと認めらるべきであらう。然しその實際的效果に就いては、上述の如く明白でなく、この實施を證する史料は、未だ充分見出されないやうである。然しながら當時中央爲政者は、未だこの制度を施行せんとする意向を有してゐたことは、明白であつて、此後に於ては、

かゝる試みは全く放棄され、中央に於ける攝關政治の隆盛と共に、全國いたる所に莊園の勃興を見るに至るのである。

(一) 政治要略卷六十交替雜事(損戸交易) 延長三年十二月十四日官符

(二) 同 天慶五年十二月廿九日官符

(三) 同 卷五十三交替雜事(地子)

(四) 同 同 (雜田)

(五) 類聚符宣蒙第八 勘出

## 一五

以上述べた如く、班田收授制は大體延喜二年の班田令を最後として、廢絶するに至るのであるが、事實畿内諸國に於ては、元慶年間の班田を最後とする有様であつて、大化改新後約二百數十年にして、全く崩壊するに至つたのである。然しこの制度が、令制によつて施行されてゐたのは、畿内諸國の場合について見ても、殆んど延暦年間のみであつて、其後の弘仁、天長時代の班田は、わづかに、この制度を持續する状態に過ぎなかつたのである。これに對して、地方の諸國に於ては、畿内地方より後まで、この制度が、實施されたことを認め得るのであつて、畿内に於て班田制が廢絶した故を以て、地方諸國も同様であるとの推論はなし得ないのである。これは畿内諸國には、諸寺院及び當時政權を掌握してゐた

中央貴族等の私有地が、比較的多く存在してゐた爲めであることは言ふまでもない。

この制度の崩壊過程を通じて注意されることは、口分田の不足と言ふ點である。而してこれは多くの場合、政治經濟的優位者又は一般農民の不法行爲に依つて生ずるに至つたのである。私有地の増加は、この制度の施行を困難ならしめた重大なる原因を爲すと共に、又班田制が充分に施行せられなかつた結果として、發生するに至つたに相違ない。莊園の發生については、種々の原因の存することは言ふまでもないが、班田制の頽廢が、少くとも、その一原因を爲すことは確言出來よう。奈良時代に於ける墾田私有令が、班田制度に大なる障害を與ふるに至つたことは、當然考へられる所であるけれども、當時の私有財産觀念の發達の程度より見ても、これは當然の事と思はれるのであつて、この法令の有無に拘らず、土地公有の意義をすでに忘却し、又は理解し得なかつた當時の爲政者或は一般農民に於ては、同様な結果が發生するに至つたものと考へられる。

すでに述べた如く、一部の地方に於ては、かなり後世まで、班田制の施行を熱心に希望する状態であつたにも拘らず、この制度が實施せられなかつた他の理由は、制度そのもの、煩雜なる手續は別として、政府當局者に、これをあくまで實施せんとする熱意の存しなかつた點に歸し得ると思ふ。中央及び地方の爲政者が、立法の精神を充分理解し、卒先して、この制度の重大なる意義を理解し得ない一般農民を指導してこそ、初めて、この重要な制度の實現を期し得るのである。然るに、法令を制定公布し、こ

れの實施にあたる中央及び地方爲政者が、すでに班田制の意義を忘却し、徒らに私利を追求して自らこれを蹂躪して顧みず、單に舊例を保存する爲めに、この制度を維持せんとする如き状態にあつては、たとへ如何にこの制度が完備せるものであつても、頽廢するに至るのは當然と言ふべきであらう。

要するに班田制度の頽廢は、極めて複雑なる土地を、簡單に各人間に均分し得るとなし、これに依つて發生すべき實社會の種々の動きを考慮しなかつた點に、重大なる原因が存し、而も後世の爲政者は、この制度の國家的意義を理解し得ず、この實施を阻害する如き行爲を爲して顧みない點に、存するものであらう。この班田收授制度は、國史上に於ては劃期的の重要なる制度であつて、大化以前の弊害を打破せんとする一大英斷であつたに相違ないのである。然るに上述の如く、平安時代初期に於いて、すでに立法者の精神は忘却され、その結果として、これとは全く相反する土地私有の傾向が顯著となり、遂には莊園の成立となり、武士の勃興と相關聯するに至るのである。然し、嘗てかゝる土地公有制度が、我國に於て斷行されたと言ふことは、これを現代より見ても、只一片の過去として、葬り去り得ない重大なる意義を有するものであらうと考へられる。(昭和十七年三月)